

電源開発促進税改正に伴う接続供給料金の変更について

平成15年9月24日
北陸電力株式会社

本年3月に電源開発促進税法^{*1}が改正され、平成15年10月1日より電源開発促進税率が1キロワット時あたり44銭5厘から2銭引下げされることとなりました。

これに合わせ、当社は、接続供給^{*2}料金を1キロワット時あたり2銭引下げることとし、経済産業大臣に対し接続供給約款の特例承認^{*3}を申請（平成15年9月18日）していましたが、下記のとおり、本日承認を受けましたのでお知らせいたします。

記

・電力量料金の変更内容

	(1キロワット時あたり)		
	今回承認	現行	差引
標準送電サービス	1円23銭	1円25銭	2銭
時間帯別送電サービス	(昼間) 1円35銭 (夜間) 1円09銭	(昼間) 1円37銭 (夜間) 1円11銭	2銭 2銭

・実施日

平成15年10月1日

以上

* 1 電源開発促進税

水力、火力、原子力発電施設等の設置の促進、及び石油に代替するエネルギー発電の利用促進を目的とした財政上の措置に要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電力量や接続供給電力量などに対して課税されるもの。

* 2 接続供給

当社（一般電気事業者）が特定規模電気事業者（特定規模電気事業^注）を営むことについて経済産業大臣に届け出た者から一旦電気を受電し、送電ネットワークを介して、同時に当社供給区域内の別の場所の同じ特定規模電気事業者に電気の供給を行うもの。

注）特別高圧で受電し、最大電力が原則2千キロワット以上の需要に、一般電気事業者の送電ネットワークを介して、電気の供給を行う事業。

* 3 接続供給約款の特例承認制度

特別の事情がある場合、経済産業大臣の承認を受けて、接続供給約款以外の供給条件により接続供給を行うこと。